

事務連絡

令和2年（2020年）4月23日

各指定障害福祉サービス事業所事業者  
各指定障害者支援施設設置者  
各指定障害児通所支援事業所事業者  
各指定障害児入所施設設置者

} 様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局  
障がい者支援課長

新型コロナウイルス感染症対策にかかる施設の使用停止を要請しない施設について

このことについて、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、県民一丸となって接触機会の低減に徹底的に取り組むため、別紙1のとおり、一部の事業者の皆様が施設の使用停止の協力を要請することとなりましたが、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関する事業を行う施設に対しては、基本的に使用停止の協力要請は行いません。

つきましては、各指定事業者におかれては、事業の継続についてご配慮いただくとともに、利用者や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど、感染拡大防止のための対応の検討をお願いします。

このことを含め、令和2年（2020年）4月7日付厚生労働省事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」を再度ご確認ください、適切に御対応いただくようお願いします。

また、休業要請の対象か否かにかかわらず、新型コロナウイルスの影響を受けた事業所に対し幅広く支援する新たな制度が創設されましたので、別添のとおりお知らせします。

なお、この新たな支援制度の詳細につきましては、確定次第改めてお知らせします。

おって、令和2年（2020年）4月21日から、県内は「感染拡大傾向期」に至ったと判断されていますので、各事業者・設置者におかれましても、別添資料を御参照のうえ、より一層の感染防止対策に取り組んでいただくようお願いします。

（支援策に関するお問い合わせ）

熊本県商工観光労働部相談窓口（9時～19時）

TEL：096-333-2828

熊本県健康福祉部障がい者支援課サービス向上班

TEL：096-333-2233